

平成28年9月9日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
(うち迅速継手(都市ガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 3件
(うち節電装置(水道凍結防止用ヒーター用)1件、
電動立ち乗り二輪車1件、ノートパソコン1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 4件
(うち電気ケトル1件、照明器具1件、熱風機1件、自転車1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)
において、審議を予定している案件
該当案件無し

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号：A201500719及びA201600114を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】
消費者庁消費者安全課 (製品事故情報担当)
担当：柳川、平野、清重
電話：03-3507-9204 (直通)
FAX：03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201600298	平成28年8月24日	平成28年9月5日	迅速継手(都市ガス用)	OJ-000	株式会社ハーマン	火災	当該製品をガスこんろに接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から30年以上経過した製品 平成28年8月25日に経済産業省商務流通保安グループにて公表済 平成28年9月1日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201500719	平成27年12月11日	平成28年2月1日	節電装置(水道凍結防止用ヒーター用)	SE-002B	野村ユニソン株式会社	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、内部に雨水等が浸入したことで、制御基板上の銅箔パターン間でトラッキング現象が生じ、出火したものと推定されるが、雨水等が浸入した原因の特定には至らなかった。	長野県	平成28年2月5日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201600114	平成28年5月27日	平成28年6月9日	電動立ち乗り二輪車	V-Board #2 (VIVO MARKET株式会社ブランド)	Net Solution株式会社 (VIVO MARKET株式会社ブランド) (輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、建物1棟を全焼、3棟を類焼する火災が発生した。調査の結果、当該製品のバッテリーの焼損が著しいことから、バッテリーが発火し出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しく事故原因の特定には至らなかった。	大阪府	平成28年6月14日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201600297	平成28年8月27日	平成28年9月5日	ノートパソコン	FMVA42XW	富士通株式会社 (現富士通クライアントコンピューティング株式会社) (輸入事業者)	火災	店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大阪府	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201600299	平成28年7月30日	平成28年9月5日	電気ケトル	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品 事故として認識した のは平成28年8月26 日
A201600300	平成28年8月16日	平成28年9月6日	照明器具	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用 状況を含め、現在、原因を調査中。	富山県	
A201600301	平成28年8月8日	平成28年9月7日	熱風機	火災 軽傷1名	工場で当該製品を使用中、周辺を焼損する火災が発生し、1名が 火傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査 中。	富山県	事業者が重大製品 事故として認識した のは平成28年9月2 日
A201600302	平成28年8月18日	平成28年9月7日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、当該製品のハンドル部が緩んだためブレー キを掛けたところ、転倒し、左肘を負傷した。事故発生時の状況 を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

節電装置（水道凍結防止用ヒーター一用）（管理番号：A201500719）



電動立ち乗り二輪車（管理番号：A201600114）



ノートパソコン（管理番号：A201600297）

